



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

6月末現在（前月比）

人口：4,690人（- 4）
 男：2,261人（- 3）
 女：2,429人（- 1）
 世帯数：2,085世帯（+ 1）

救急・火災

令和4年1月～6月末
 救急：115件
 火災：2件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

ホームページ
 サポートメール @防災くねっぶ
 Facebook フェイスブック
 Twitter ツイッター
 マイ広報紙
 子育てアプリ 母子モ

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- とき 10月2日(日)
- ところ 北見市
- 種類 両試験とも全種類
- 受付期間
 - ・電子申請 8月19日(金)～26日(金)
 - ・書面申請 8月22日(月)～29日(月)
- ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。

○問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験準備講習

- とき 9月27日(火)・28日(水)
- ところ 北見市（芸術文化ホール）
- 受付期間 講習日の10日前まで
- 問合せ 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、8月12日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

- とき 9月13日(火)・14日(水)
- ところ 北見市総合福祉会館（予定）
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の届け出を

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出することになっています。

この届け出をされないと、8月以降の手当を受けられなくなりますので、お忘れにならないようご注意ください。

- 届出期間
 - ・児童扶養手当現況届 8月1日(月)～31日(水)
 - ・特別児童扶養手当所得状況届 8月12日(金)～9月13日(火)
- 届出場所 福祉保健課社会福祉係
- 持参するもの
 - 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、印鑑など
- ※対象者には福祉保健課から文書でお知らせします。届け出に必要な書類につきましてもその案内でお知らせします。
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

敬老祭のお知らせ

町では、9月19日の「敬老の日」を前に、9月9日(金)、町公民館で敬老祭の開催に向けて準備を進めています。

開催日が近づきましたら、対象の方に招待状を郵送します。

- 問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

固定資産税・国保税の納期限は8月31日

固定資産税第2期分と国保税第3期分の納期限は、8月31日(水)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

個人事業税の第1期納期限は8月31日

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業（5%）
物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
- 第2種事業（4%）
畜産業、水産業など
- 第3種事業

- 医療、理・美容業、クリーニング業など（5%）
- あんま・はり・きゅう業など（3%）

北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期（8月31日期限）と第2期（11月30日期限）の2回に分けてそれぞれの納期限までに納めてください。

※年税額が1万円以下の場合、第1期に全額を納めてください。

納税通知書は、第1期分と第2期分と一緒に送付しますので、第2期分の納税通知書をなくさないようご注意ください。

- 問合せ オホーツク総合振興局北見道税事務所
- ・課税に関すること (☎ 25-8681)
- ・納税に関すること (☎ 25-8686)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係るものに限ります）も納付することができます。

- とき 8月10日(水)・9月14日(水)
17時30分～20時
- ところ 町民課税窓口
- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「お霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

- 仏具類の処分方法
 - ①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください
 - ②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依頼する
 - ③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する
 - ④寺院などに相談する
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)



8・9月は北方領土返還強調月間です